

就業時間内のワクチン接種、副反応発生時における特別有給休暇の取得を可能に

ホッピービバレッジ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：石渡美奈、以下「当社」）は、本日、当社の全従業員（以下「従業員」）を対象とした新型コロナワクチン（以下「ワクチン」）接種時の対応方針を決定致しました。

就業時間内における従業員のワクチン接種を認め、接種後に痛みや体調不良（以下「副反応」）が発生し就業が困難となった場合における有給の特別休暇（※1）の取得を可能と致します。また、従業員の家族がワクチンを接種する際の付き添いや、副反応発生時の看病を理由とする特別有給休暇の取得も可能となります。

※1：結婚や慶弔、夏季休暇などの会社が認める事案において、年次有給休暇とは別に取得できる休暇制度。

<概要>

■対象範囲

全従業員（正社員、アルバイト）

■対象期間

2021年5月14日～2022年2月末（予定）

※厚生労働省が定めるワクチン接種期間に準じます。

■内容

（1）従業員本人が勤務時間帯にワクチンを接種する場合（2回目の接種まで対象）は、就業時間扱いとします。

（2）従業員本人がワクチン接種後、副反応が発生したことにより就業が困難となった場合は、接種日当日および翌日にそれぞれ特別有給休暇の取得を認めます。

（3）従業員の家族のワクチン接種時（2回目の接種まで対象）における付き添いや副反応が発生したことにより家族を看病する場合には、接種日当日および翌日にそれぞれ特別有給休暇の取得を認めます。

当社は、ワクチン接種を希望する従業員とその家族が円滑かつ安心して接種を受けられる環境を整備し、従業員の感染・重症化予防・クラスター発生予防に繋げることを目的に、上記対応方針を決定致しました。

2021年5月14日
ホッピービバレッジ株式会社

今後も、従業員とステークホルダーの皆様の安全確保を最優先として、必要な対策を迅速に講じて参ります。